

プロジェクト 中小企業の会計に関する指針

項目 「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案について

本資料の目的

1. 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「4 団体」という。）は連名で「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小会計指針」という。）を公表している。現在、本年度における中小会計指針の所要の改正を検討しており、平成 28 年 9 月 7 日及び 10 月 11 日に中小会計指針専門委員会（以下「専門委員会」という。）が開催され、中小会計指針の改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）の取りまとめに向けた審議が行われた。
2. 本資料は、専門委員会における中小会計指針の改正に関する検討状況をご説明し、企業会計基準委員会として本公開草案の公表についてご了承頂くことを目的としている。公表を予定している文書は以下のとおりである。
 - (1) 「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について（審議(4)-2）
 - (2) 「中小企業の会計に関する指針」の公開草案（改正点に関する新旧対照表）（審議(4)-3）
 - (3) （参考資料）「中小企業の会計に関する指針」改正案（全文）（審議(4)-4）

本公開草案の概要

3. 本公開草案では、資産除去債務の取扱い及び【各論】「税効果会計」の取扱いに関して中小会計指針を改正することを提案している。

（資産除去債務の取扱い（第 39 項を追加、改正前第 89 項を削除））

改正提案

4. 【各論】「固定資産」に「敷金」のパラグラフを新設し、賃貸借契約に基づく原状回復義務の会計処理を含む敷金の取扱いを次の通り追加した。併せて、改正前第 89 項の「今後の検討事項」を削除した。

39. 敷金

敷金は、取得原価で計上する。このうち、建物等の賃借契約において返還

されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、貸借期間にわたって償却する。

また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務の履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができる場合は、当該金額を減額し、費用に計上する。

専門委員会で検討された内容

5. 昨年度の中小会計指針の改正において、「今後の検討事項」とされていた資産除去債務を「各論」の一項目として取り扱うかどうかについては、中小企業関係者の意見を踏まえ、コスト・ベネフィットも考慮して検討を行っていきとしていたことから、主に中小・小規模企業者を対象に、平成28年6月20日から約1ヶ月間にわたりアンケートを実施し、原状回復義務等の有形固定資産の除去に関する義務の実態について調査を実施している。
6. アンケートの結果、中小企業においては、賃貸借契約に基づく原状回復義務があるケースを除くと、資産除去債務による影響を受ける会社の範囲が限定的であることから、資産除去債務を【各論】の一項目とする必要性は乏しいと考えられることが明らかとなった。
7. また、賃貸借契約に基づく原状回復義務があるケースについては、該当事例について約半数から回答があり、原状回復義務の会計処理を含む敷金の会計処理を明らかとするニーズが認められた。
8. 以上のアンケート結果を踏まえて専門委員会にて議論を行った結果、企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項の敷金の簡便法を参考に、見積りの負担も考慮して、【各論】「固定資産」に「敷金」の取扱いを追加することとなった。

【各論】「税効果会計」の取扱い（改正前第61項から第66項）

改正提案

9. 当委員会から企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「適用指針第26号」という。）が公表されたことに伴い、関連項目（参考条文）を日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、「監査委員会報告66号」という。）から適用指針第26号に置き換える修正を行っている。

専門委員会で検討された内容

10. 専門委員会では、適用指針第 26 号は、監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲していること、また、現行の中小会計指針における税効果会計については中小企業の特性も踏まえて監査委員会報告第 66 号を簡素化していることから、【各論】「税効果会計」の取扱いの見直しは特段行わないこととされた。

今後のスケジュール

11. 今回の中小会計指針の改正スケジュールは、以下を予定している。

10月21日(本日)	第347回企業会計基準委員会でASBJとして本公開草案の公表に関する審議
10月28日	関係諸団体の所定の手続きを経て本公開草案を公表
11月28日	本公開草案のコメント期限
12月	中小会計指針専門委員会を開催し、寄せられたコメントを踏まえた検討
12月又は平成29年1月	ASBJとして改正中小会計指針(最終成果物)の公表に関する審議
平成29年1月	中小会計指針検討委員会(親委員会)を開催し、改正中小会計指針の公表に関する審議・承認

(関係諸団体での所定の手続きを経て、改正中小会計指針を公表)

ディスカッション・ポイント

- ・ 本公開草案の公表についてご了承をいただきたい。

以上